

**高齢者の居場所運営補助金**

高齢者が気軽に立ち寄り、交流できる居場所を確保する団体の経費を補助します。

**補助対象期間** 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

**対象** 次の要件に該当する団体▽事業を1年以上継続できる▽月に2回以上開催し、1回当たり2時間以上の活動をしている▽65歳以上の高齢者が5人以上参加している▽営利活動、政治的・宗教的な活動、特定のサークル活動などを目的としない

**対象経費** 居場所の運営に必要な経費(施設改修費、茶菓子代などの飲食費は除く)

**補助金額** 1カ月当たり上限5000円(年間6万円)

**申し込み・問い合わせ** 元気長寿課(☎2809)

**重度障害者福祉タクシー券**

重度障害のある人が、市と契約を締結した福祉タクシー業者を利用した際に、運賃の一部を補助する福祉タクシー券を交付しています。

**申請場所** 市役所福祉課・鬼石総合支所鬼石振興課

**申請開始日** 4月1日(月)

**利用期間** 交付日～令和7年3月31日(月)

**内容** 福祉タクシー利用券(1枚当たり500円分)を1カ月当たり3枚(年間最大36枚)

**交付対象** 市内在住で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者

※自動車税の減免を受けている人、施設入所中の人は対象外

**申請書・問い合わせ** 福祉課(☎2384)

**後期高齢者医療制度の保険料率を一部変更**

原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、一定割合を保険料として納めていただきます。

保険料率は2年ごとに見直しが行われ、令和6・7年度の保険料率は表1のとおりです。また、1人当たりの年間

表1 保険料率

区分	所得割率	均等割額	限度額
令和6・7年度	10.07%	4万9,100円	80万円

保険料の計算

$$\text{年間保険料} = \left[ \frac{\text{所得割額}}{\text{所得割率}} \right] + \text{均等割額}$$

(総所得金額等 - 基礎控除(最大43万円)) × 10.07%

+ (4万9,100円)

その他 ▽前年中の総所得金額等(基礎控除額の金額が58万円以下の方は、6年度に限り所得割率が9.36%となります)

の保険料上限額も66万円から80万円に改定されます。

**均等割額の軽減**

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が表2の条件に該当する場合は、それぞれの軽減割合に応じて均等割額が軽減されます。

6年度は5割および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が変わります。

※「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合のみ計算。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、次のいずれかの条件を満たす人の数▽給与収入が55万円を超える(給与収入のうち事業専従者給与と分を除く)▽前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える▽前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える

表2 保険料の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件(所得金額)	軽減後の額
7割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※」以下	1万4,730円
5割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※+29万5,000円×世帯の被保険者数」以下	2万4,550円
2割軽減	「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)※+54万5,000円×世帯の被保険者数」以下	3万9,280円

問い合わせ 保険年金課 ☎2259

**空き家バンク・空き家リフォーム補助・空家解体補助・空家等管理費補助・空家跡地管理費補助**

空き家を管理をせず放置し、管理不全空家等(空家等)が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すると特定空家等に該当するおそれのある状態の空家(空家等)または特定空家等(そのまま放置すると倒壊のおそれがある状態などの空家等)に認定され、勧告を受けてしまうと、固定資産税の控除を受けることができません。

空き家問題の解決に向けてさまざまな支援制度がありますので活用してください。

**空き家バンク制度**

市内にある空き家の売却や賃貸を希望する所有者が空き家物件を登録し、市内への移住・定住を目的として空き家の利用を考えている人に対し、その情報を紹介する制度です。

登録された物件は市のホームページで公開します。空き家を売りたい、貸したい人は登録してください。

**登録できる空き家** 個人が自らの居住を目的として建築ま

たは所有し、現に居住していない(居住しなくなる予定のものを含む)市内の専用住宅または併用住宅(住宅部分の面積が全体の2分の1以上あるもの)。ただし、次の住宅を除きます▽建築基準法その他法令に違反する住宅▽分譲賃貸借を目的として建築された住宅▽主として宅地建物取引を営む人が所有する住宅▽老朽化が著しく、居住するために大規模な修繕を要する住宅▽すでにほかの不動産業者に売買・賃貸の媒介契約中の住宅▽以前に敷地を含めた諸問題などでほかの宅地建物取引業者から売買・賃貸の媒介契約を断られた住宅▽その他市長が不相当と認める事由がある空き家

※協会から推薦された宅地建物取引業者と専任媒介契約をすることになります(仲介手数料が発生)

**空き家リフォーム補助**

空き家バンクなどが宅地建物取引業者を通じて売買で取

得した市内の空き家(申請時において1年以内に取得したもの)について、リフォーム工事を行う人に対して補助金を交付します。着工前の申請が必要です。

**補助金額** 補助対象工事費の2分の1(空き家バンクを通じて取得した空き家の場合上限50万円、その他の空き家の場合は上限30万円(転入者の場合は10万円加算))

**補助対象工事** 住宅の機能や性能を維持、向上するための修繕、模様替え、設備更新などで市内に事業所を置く法人または個人事業主が請け負う20万円以上のもの

※増築工事、外構工事、家具または電気機械器具の購入設置工事などは対象外

**空家解体補助**

空き家を放置すると、市民の安全安心と良好な生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。市内にある空き家に対して自発的に解体を行う人に補助金を交付します。着工前

の申請が必要です。

**補助金額** 補助対象工事費の3分の1(上限20万円(昭和56年以前の空き家は30万円))

**補助対象工事** 個人が所有する1年以上居住などに使用されていない空き家である住宅の解体で、解体工事許可証などを有する市内に事業所を置く法人または個人事業主が請け負うもの

※家具などの物品処分費は対象外

**空家等管理費補助**

空き家が管理されないまま放置され、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことを防ぐため、空き家の管理業務などに要した費用に対して、補助金を交付します。着工前の申請が必要です。

**補助金額** 補助対象管理費の2分の1(上限4万円)

**補助対象業務** 個人が所有する1年以上居住などに使用されていない空き家である住宅の管理(外観調査・点検、清掃、建築資材の飛散・落下防

掃、建築資材の飛散・落下防

止、敷地内の除草・樹木の剪定、通風、通気・通水など)で、市内に事業所を置く法人または個人事業主に委託するもの

**空家跡地管理費補助** 空き家跡地が管理されないまま放置され、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことを防ぐため、管理業務などに要した費用に対して、補助金を交付します。着工前の申請が必要です。

**補助金額** 補助対象管理費の2分の1(上限4万円)

**補助対象業務** 藤岡市空家解体補助金の交付を受けて空き家を解体した跡地の管理(敷地の除草・防草シートの設置、樹木の剪定など)で、市内に事業所を置く法人または個人事業主に委託するもの

**共通事項** その他 詳細は市ホームページを確認するか建築課へお問い合わせください

申請・問い合わせ 建築課 ☎2326